

災害廃棄物等の処理体制の整備などについて

この度の東日本大震災により大量に発生した災害廃棄物等には、放射性物質に汚染されたおそれのあるものがあることから、安全を確保しながら適切に災害廃棄物等の処理体制などを整備することが必要です。

放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物については、国が新たに制定した「放射性物質汚染対処特別措置法」と廃棄物処理法における位置づけや再生利用に係る基準も含めた処理基準等をより明確化するよう求めます。

また、災害廃棄物の広域処理の推進に当たっては、安全性に関する情報提供を適切に行い、国民の不安を払拭しながら地方自治体が安心して受け入れられる環境を整備するよう求めます。

さらに、広域処理する場合の費用はもとより、放射性物質の検査に要する機器整備費用についても全額国において財政措置を講じるよう求めます。

平成23年11月18日

北海道知事 高橋はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 達増 拓也
秋田県知事 佐竹 敬久